



監査役、監査役会、 会計監査人について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

監査役、監査役会、会計監査人の株式会社における職務はどのようなものでしょうか。また、どういった場合に監査役、監査役会、会計監査人を置かなければならないのでしょうか。

1 監査役とは

株式会社の意思決定をし、または株式会社の運営に関わる者を株式会社の機関といいます。

監査役は取締役の職務執行を監査する機関です(会社法(以下「法」といいます)381条1項)。

監査役は原則として会計監査を含めた業務監査を行い、会計監査においては、計算書類並びに附属明細書及び臨時計算書類が法令、定款に適合しているかを監査し、監査報告を作成します。

業務監査においては、取締役の職務執行が法令、定款に適合しているかを判断する適法性監査を行います。それを超えて取締役の業務執行が妥当かどうかの妥当性監査までは監査役の権限は及ばないものと一般的に解されていますが、たとえば取締役の業務執行が著しく不当で、そのような業務執行をすれば会社に損害が生じることが明らかであるような場合には、取締役の業務執行は善管注意義務違反として違法であり、監査役の権限が及

ぶものと考えられます。取締役が上記のような違法な業務執行を行おうとする場合、監査役は、取締役会に出席し反対の意見を述べ、あるいは取締役の行為が法令違反で会社に著しい損害が生じるおそれがあるとして、その取締役に対し行為の差止めを請求する(法385条1項)などの措置をとるべきこととなります。

監査役は会社に対し善管注意義務を負い(法330条、民法644条)、その義務を果たすために、取締役等に対して事業の報告を求め、会社の業務、財産の状況を調査する権限を有しています(法381条2項)。

2 監査役会とは

大会社(公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)においては、監査役会を置かなければならないとされています(法328条1項)。

監査役会設置会社では監査役は3人以上で、かつその半数以上を社外監査役としなければならぬとされています（法335条3項）。

監査役会はすべての監査役で組織し、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければなりません（法390条1項、3項）。監査役会においては監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針等に関する事項の決定を行います。監査役は各自が独立して監査権限を行使すべきものであり（独任制といいます）、監査役会による監査の方針等に関する決定によって個々の監査役の権限を妨げることはできないとされています（法390条2項）。

3 会計監査人とは

会計監査人は、会社の計算書類等について監査をする機関をいい、その資格としては、公認会計士または監査法人（2名以上の公認会計士を社員として設立される法人）でなければならないとされています（法337条1項）。

会計監査人は、監査役とともに計算書類や附属明細書の監査をしますが、主に会計事項について監査し、それ以外の事項については監査役が監査します。会計監査人は、その監査の相当性について監査役から監査を受けます。会計監査人による監査の結果は会計監査報告にまとめられ、取締役へ通知されます。

計算書類等が法令、定款に適合するかどうかについて会計監査人と監査役との意見が異なる場合には、会計監査人は定時株主総会に出席して意見を述べることができます（法398条1項）。

会計監査人は会社に対し善管注意義務を負い（法330条、民法644条）、その義務を果たすために、会計帳簿の閲覧権及び取締役等に対する報告聴取権を有しており（法396条2項、6項）、取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令、定款違反

の重大な事実を発見をしたときは、遅滞なく監査役に報告しなければなりません（法397条）。

従前、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案を株主総会に提出するには、取締役又は取締役会が監査役の過半数又は監査役会の同意を得て行うものとされていましたが、取締役の会計監査人に対する影響力を排除し、会計監査人の独立性を確保するため、平成27年5月1日に施行された改正会社法では、監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は監査役又は取締役会が決定するものとされています（法344条）。

4 監査役、会計監査人設置に関する会社法上の規制

会社法において株式会社は各会社ごとにある程度自由に機関を置くことが認められており、監査役や会計監査人は一定の場合を除き必ず置かなければならないものではありません。

監査役については、取締役会設置会社の場合には、原則として監査役を置かなければならないとされており（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社や非公開会社で会計参与を設置する場合は不要です。法327条2項）、また、会計監査人設置会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならないとされています（法327条3項）。

他方、委員会設置会社においては監査役を置かないとされています（法327条4項）。

大会社及び委員会設置会社では、会計処理の適正を保つ必要性が大きいことから、会計監査人を置かなければならないとされています（法327条5項、328条1項、2項）。